

主催：島根県・島根県社会福祉士会

人間の権利擁護に資する 高齢者虐待防止

2018年1月11日(木)・2018年2月1日(木)

14:40～16:20

いわみーる401・402研修室

雲南市加茂文化ホールラメール大ホール



特定非営利活動法人 地域の絆
代表理事 中島 康晴

講義の内容

権利擁護の実践について理解を深める



- ◆ 対人援助の場面で起こり得る権利侵害について考える。

現状

- ◆ なぜ権利侵害（虐待）が起きてしまうのか。

⇒虐待の芽となる不適切なケアに対する対応が重要であることを理解する。

要因

- ◆ 虐待が無い環境を目指すには、何が必要か。

⇒不適切なケアに真摯に向き合い絶えず改善を図り、権利擁護（良質なケア）の実践を組織だっ
て行うことが要諦。

対策

権利擁護の概要



アドボカシー（権利擁護）とは

北野誠一(2015)『ケアからエンパワーメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること』P.2ミネルヴァ書房

「権利に関わる社会的・法的な諸問題に関して、個人や仲間が**エンパワーメントすることを支援**する一定の方法や手続きに基づく活動」。

「 i **侵害されている、あるいは諦めさせられている**本人（仲間）の権利がどのようなものであるかを**明確にすることを支援**するとともに、 ii その明確にされた**権利の救済や権利の形成・獲得を支援**し、 iii それらの権利にまつわる問題を**自ら解決する力**や、解決に必要な様々な**支援を活用する力を高めることを支援**する」三つの方法や手続きに基づく活動の総体を意味する。

ソーシャルワークの文脈における 「自己決定」または自律性

サラ＝バンクス(2016)『ソーシャルワークの倫理と価値』(石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳)P.71法律文化社

エンパワメント—利用者がよりいっそう社会参加できるように、利用者の技能や自信を高めること。

アドボカシー（権利擁護）とは

北野誠一(2015)『ケアからエンパワーメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること』P.2ミネルヴァ書房

「本人が、その人の権利を活かして、がまんしたりあきらめずに、**みんなと普通に暮らせる力(=共生力)を高めることを支援する活動**」のことであり、**誰かの力に頼って**、差別や虐待や人権侵害等から守ってもらうこと(=権利保護)ではない。その意味では、アドボカシーを権利擁護ではなく、**権利支援**と翻訳した方が、よかったかもしれない。つまり、**地域生活主体である本人の権利性**に、強くアプローチする活動であると言える。

権利擁護とは

⇒利用者の「**尊厳の保持**」に繋がる実践

- 権利が侵害されている、あるいは侵害されることのないように、それらのことについて支援する方法や手続きのこと
- 社会福祉ニーズを持つ人の**主体性**を支援・代弁していくことによって「生活と権利」を護る社会福祉の専門的実践
- 特に、**認知症の人は**自分の権利を守ることに対して、弱い状況に置かれており、**権利擁護の必要性が非常に高い**

権利擁護は良質なケアに繋がるか、

その同義語である

権利擁護の積極面と消極面

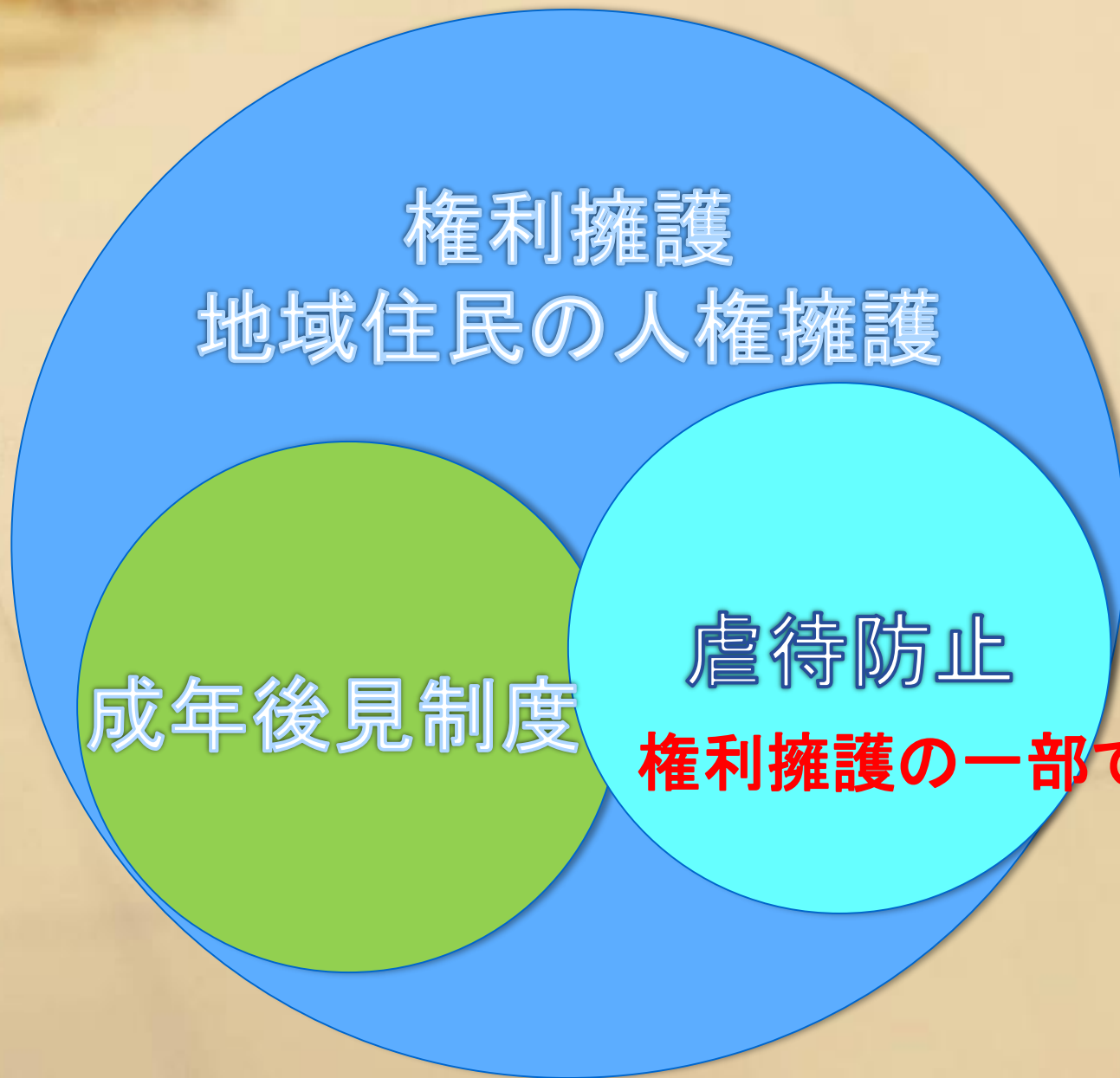
『高齢者・障害者の権利擁護とコンプライアンス』

- 権利が侵害されないことのみを権利擁護として捉える考え方は誤り。
- すなわち、①生命②身体③自由④名誉(プライバシー、生活の平穏等を含む)、⑤財産、これらの**権利が侵害されないことのみを権利擁護の内容と考えない**。
- 権利擁護では消極的側面だけではなく積極的側面が考慮されなければならない。
- 例えば、どの場所で、誰と、どのような形で生活するのか、日常生活はどのような形で送りたいか、医療サービスはどのような形で受けたいのか、というような基本的な枠組みはもとより、**一人前の大人として生きるためのあらゆる場面で自らが主体的に考え、判断し、選択するという状態が保障されなければならない。**

高齢者虐待の現状



権利擁護と高齢者虐待の関係



権利擁護の一部でしかない

虐待の対極に権利擁護（良質なケア）がある

権利擁護や
尊厳の保持

良質なケア



不適切なケア

虐待

不適切なケアや虐待に真摯に向き合うことは
権利擁護（良質なケア）の実践へと繋がっている

高齢者虐待防止法の目的

「高齢者虐待の防止， 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

● 2006年4月 施行

● 目的：高齢者の**尊厳保持**のため虐待防止が重要であることに鑑み，**虐待を受けた高齢者に対する保護**の措置と共に，養護者の負担の軽減を図ることなど**養護者に対する支援**の措置や行政等の責務などを定めて高齢者の権利利益の擁護に資することである

高齢者虐待の要因分析



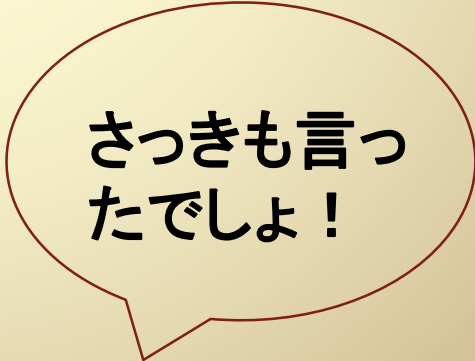
考えてみよう

これって虐待?? (1)

利用者が同じことを繰り返し訴えたと、無視したり、「ちょっと待って」「さっきも言ったでしょ」などの強い口調でこたえたりする

A red-outlined speech bubble pointing downwards and to the right.

ちょっと待って

A red-outlined speech bubble pointing downwards and to the left.

さっきも言ったでしょ!

考えてみよう

これって虐待？（２）

自力で食事が可能だが時間がかかる利用者に対して、時間の節約のため職員がすべて介助してしまう・・・

考えてみよう

これって虐待？（３）

一斉介護のスケジュールがあるからという理由で、利用者の臥床・離床・起床等を半ば強制的に行う

「高齡者虐待」の定義 (2)

●「高齡者虐待」のとらえ方と対応が必要な範囲

✕ 法律の定義にあてはまらない場合、対応は必要ない

◎ 高齡者虐待を、「高齡者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」と広く捉える

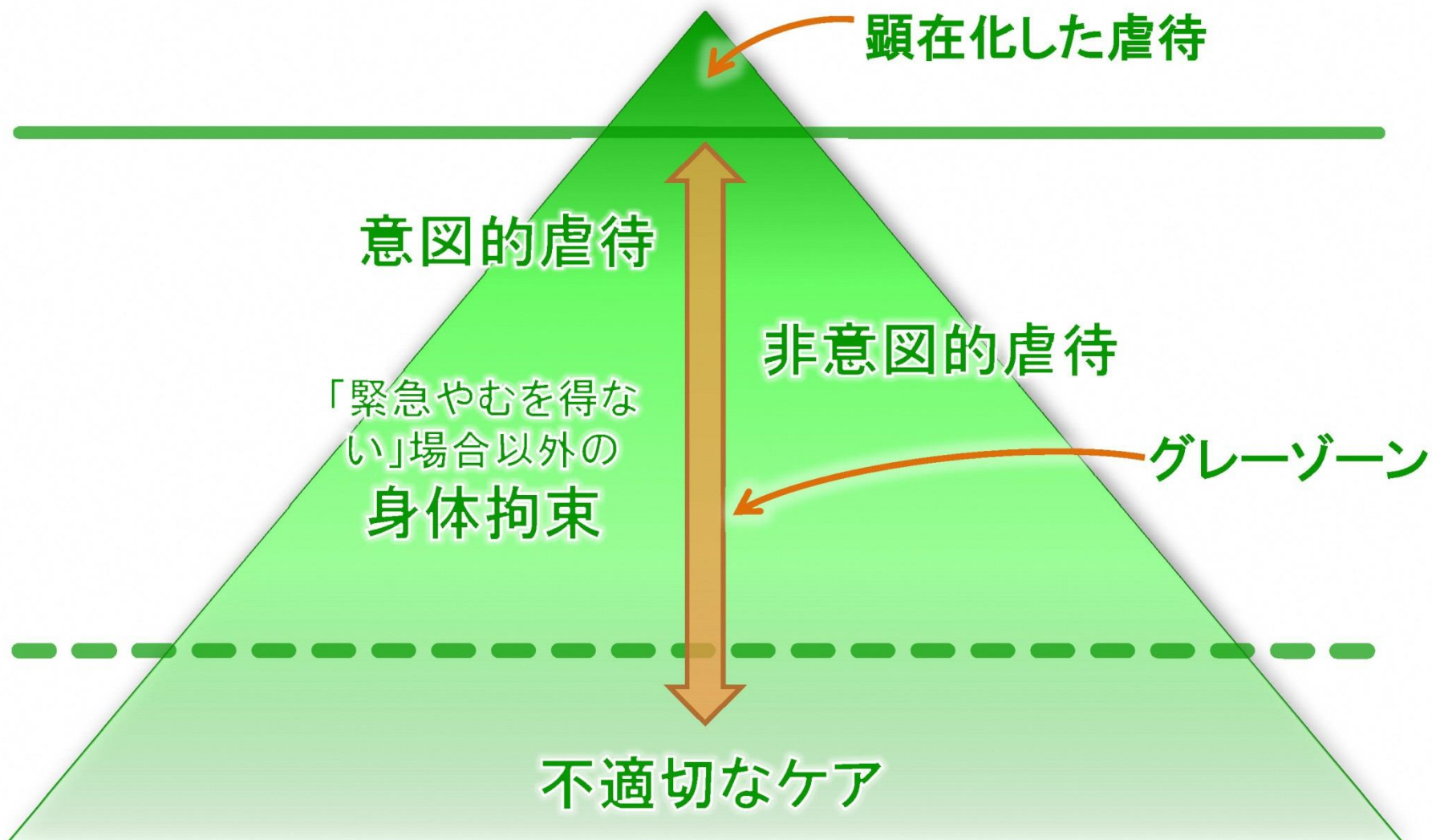
法の規定からは虐待にあたるかどうか判別しがたくとも、同様に防止・対応をはかることが必要

(出典:厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齡者虐待への対応と養護者支援について』, 2006)

厚労省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』P.3 2006年4月

- 市町村は、高齢者虐待防止法に規定する**高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても**、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど**支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。**

●「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図★



(★柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

失敗の顕在化の確立 (畑村洋太郎氏)

ハインリッヒの法則

1件の
“重大災害”の陰には

29件の
“かすり傷程度の軽災
害”があり、その陰には

300件の
“ケガはないがひやっとした
体験”がある

失敗の確立

1件の
“世間で問題とされるよ
うな大失敗”の陰には

29件の
“軽度のクレーム程度の失敗”
があり、その陰には

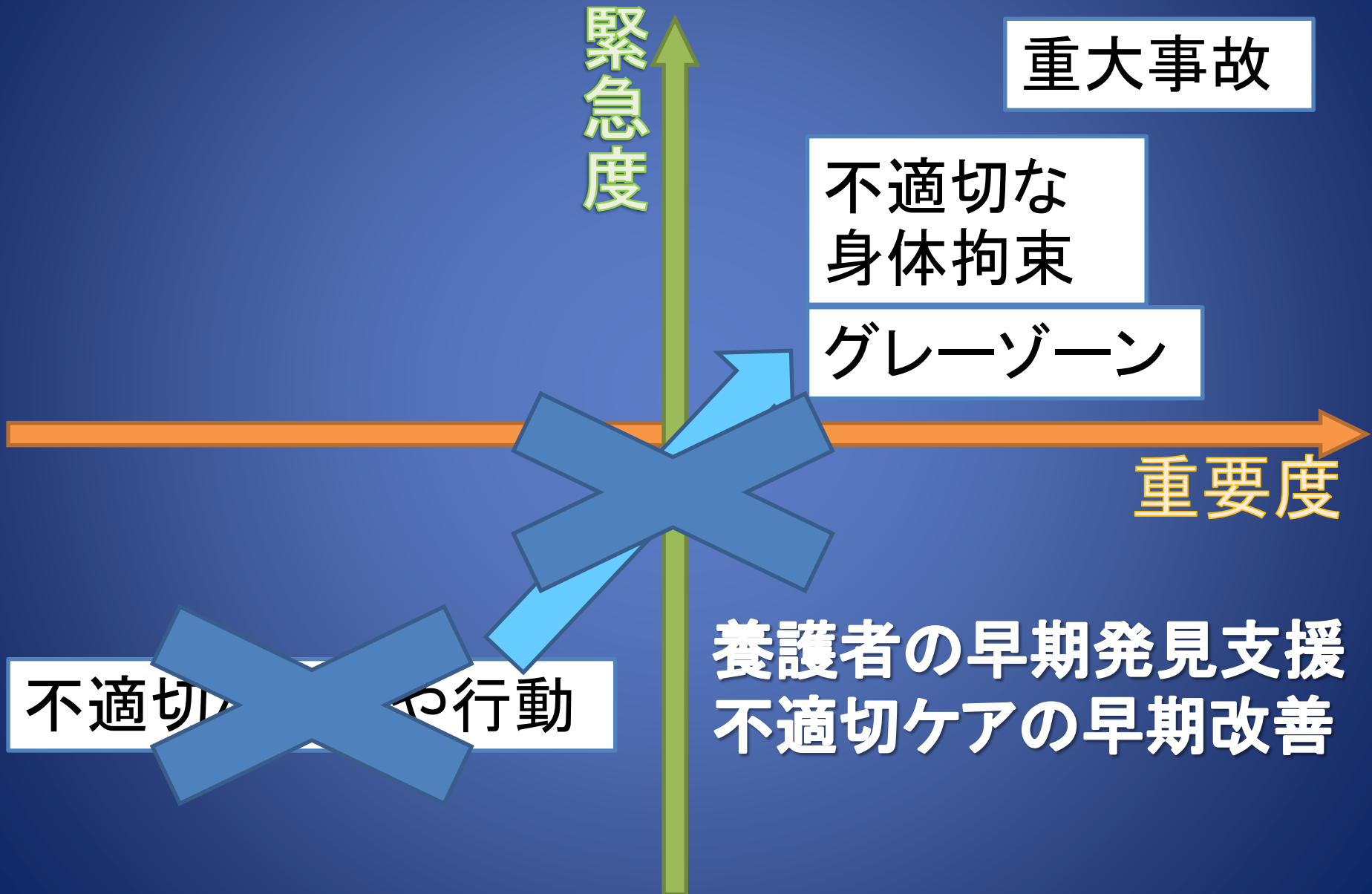
300件の
“クレームではないが秘かに
危ないと思った体験(認識さ
れた潜在的失敗)”がある

1

29

300

緊急度と重要性のマトリックス



身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係(2)

●身体拘束に該当する具体的な行為の例

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

(出典:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001)

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係 (4)

●「例外3原則」と求められる手続き

例外3原則: 3つの要件をすべて満たすことが必要

- ①**切迫性**: 本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②**非代替性**: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
- ③**一時性**: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

慎重な手続き: 極めて慎重に手続きを踏むことが求められている

- ①例外3原則の確認等の手続きを、「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する
- ②本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る
- ③状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

(出典: 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001)

身体拘束禁止規定と高齡者虐待の関係⁽¹⁾

● 身体拘束禁止規定と高齡者虐待

- 介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、**身体拘束その他の行動制限は原則禁止**（指定基準等による）



- 本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害
- 家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下



**「緊急やむを得ない」場合を除いて、
身体拘束は原則すべて高齡者虐待に該当**

（出典：厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齡者虐待への対応と養護者支援について』，2006）

高齢者虐待の対応策

—権利擁護に繋がる実践—

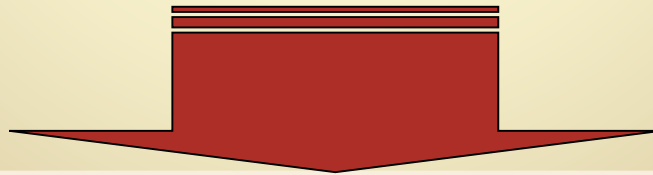


組織的課題を克服する



良質なケアを提供する

1. 自分の感じ方を知る
2. 利用者の立場に立ったケア
3. 虐待の芽・不適切なケアは、日常のほんの些細なことから出発する
4. チームケアに必要な、日常的な職員間のコミュニケーション
5. 代弁者（アドボケイター）としての関わり
6. 職場の組織づくり（チームケア）



利用者からの苦情や不適切ケア等の小さな芽を
ケア改善の素材にし、すぐに検討し行動する流れを作る

3つの視点を持つ

①個人要因の視点

⇒利用者【相手】の立場に立つ想像力があるのか？察する力は備わっているか？

②チーム要因の視点

⇒自由に意見が言える環境にあるのか？
利用者のために意見を闘わせることがあるのか？

③組織要因の視点

⇒直属上司を飛び越した報連相が出来る体制があるのか？

⇒利用者・家族の声が組織の上層部へと届いているのか？

価値判断と経験的判断

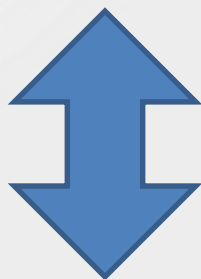
R.A.ダール『デモクラシーとは何か?』岩波書店2010年10月P.35

理念優先

価値判断(道徳的判断)

目標、目的、価値などにかんする判断

「わたしは何をすべきなのか」「わたしにとって、何をするのが正しいことなのか」



経験的判断

現実や事実などにかんする判断

「わたしは何ができるのだろうか」「わたしはどんな選択肢を利用できるのだろうか」

業務優先

専門職チームの分類 (中島 康晴)

制御

管理機能

③
トップダウン優位で、
独裁的な体制。
意見を出しにくい組織。

①
統一した目標のもと、同一手
法で、組織の理念を遂行する。
一方で、相互意見を尊重する。
理想的な専門職チーム

親密度

④
冷静な交流で、
目標は不一致な
組織。

②
仲良しクラブ。
草野球のような
チームワーク。

柔軟

大切なのは職員間の信頼関係

- 困った時だけ相談したり、すがったりするのではなく、**日常的な関わり方が大切**になる。
- 日常的な関わりの中で、**信頼関係が醸成されれば、それだけで支持的機能を実感しながら職員は働けるのではないか？**
- また、信頼関係があればこそ、**多少の苦言も言い合えるのであり、それでも、許し合えるのだと認識している。**

理想を語り合える職場環境を

原理原則論や理想・理念を伝え合うことは重要です。人員配置等の多くの制約ある中、理想の福祉実践が出来ず悩んでいる職員が多い中、**敢えて、原理原則論と理想を語る必要があるのではないかと私は考えています。「出来ていない」現在を基準に、理想を諦めるのではなく、今「出来ていなくとも」いつかは実現させるための前向きな実践を後押しすることが重要です。**恥ずかしいのは、今「出来ていない」ことではありません。今「出来ていない」ことに開き直ったり、居直ったりすることが、専門職として最も恥ずかしい行為であると言えるのではないのでしょうか。**「出来ていない」現実から、僅かであっても日々改善を図り、前に向かって取り組んでいく姿勢が必要です。**また、**理念や理想を再言語化すること**が求められているのです。**どうせ無理！**

⇒どうやったらできる？

新しいことに対する挑戦を

- 他者が取り組んでいない新しいことに取り組む時、容易には実現し得ない夢や理想に近づく実践時に、人の行動はより尊いものになると認識しています。斯くの如き職場風土でこそ、人は育つし、その職場に誇りを持って留まり続けるものであると認識しているところです。

先駆性・開拓性・創造性

援助関係の哲学・理論



介護・ケアとは何か？

上野千鶴子氏『ケアの社会学』太田出版P.39・7 2011年8月

- ケアとは...
依存的な存在である**成人または子ども**の身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される**規範的・経済的・社会的枠組み**のもとにおいて、満たすことに関わる**行為と関係**。
- ケアされる者とケアする者**双方の満足を含まなければならない**。

する側とされる側の非対称性

上野千鶴子氏『ケアの社会学』太田出版P.63 -64 2011年8月

- ケアする側がケア関係から退出するという選択肢をつねに持っているのに対し、ケアされるニーズを持っているケアの受け手は、この関係から退出することができない（退出することは生命の危険を意味する）からである。
- ケアは与え手と受け手の相互行為とはいえ、決して互酬的でも対等な交換でもない。互酬性を持たない交換は、その与え手と受け手とのあいだに債権・債務関係を発生させる。その結果、社会的にはケアの与え手よりも受け手の方が弱者となる。（中略）そのあいだに対等性を担保するのが、契約関係であり、金銭的な報酬である。ケアの有償制は、ケアする側とケアされる側の非対称性の緩和のために必要とされる。介護は労働か！？

支援関係に含意されている力の優劣

荒井浩道『ソーシャルワーカーに『専門性』は必要か？ービギナーズ・ラックとピア・サポートを手がかりに』P.141-142 著：木下大生・後藤広史・本多勇・木村淳也・長沼葉月・荒井浩道『ソーシャルワーカーのジリツ』生活書院2015年

今日における支援者とクライアントの支援関係は、「対等」であることが望まれています。支援者は、クライアントに対して権威的に振る舞うことは許されません。さらにいえば、クライアントの利益のために、クライアントに代わって意思決定するパターンリズム（父権主義）にもとづいた支援も批判の対象です。支援者は、クライアントの自己決定をうながすように支援をしなければなりません。

しかし、対等な支援関係を築くことは極めて難しいことです。ほとんど不可能といってもよいかもしれません。

そもそも支援関係とは、専門性のある支援者が支援を行い、その支援をクライアントが受けることで成立します。つまり、「支援する/される」という支援者とクライアントの関係は、相互に入れ替えることのできない非対称なものです。そのため、そこにおける力関係は、どうしても支援者が優勢になり、クライアントが劣勢になります。

このように支援関係における力の優劣は、支援という行為それ自体に抜き難く含まれます。この力の優勢は、どれだけ支援者が対等であろうと注意を払っても、生じてしまうのです。大切なのは、この支援関係の非対称性から目をそらさず向き合うことといえるでしょう。

人びととソーシャルワーカーの非対称性

サラ＝パンクス(2016)『ソーシャルワークの倫理と価値』(石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳)P.32法律文化社

ソーシャルワーカーとサービス利用者との関係は、ソーシャルワーカーがより[支配的な]影響力があるという意味で非対称的である。ソーシャルワークは、それゆえに、法律・医療・看護・カウンセリングや、他の類似した専門職と同様に、とりわけ利用者を搾取や違法行為[不適切なふるまい]から保護するために考案された倫理綱領を有している。

介護職は生活面の弱さに関わる専門職
身体的な弱さ
心理的な弱さ

支援が支配にならないために・・・

- 自分で主張できない人の「声」を聴く
- 自己決定できるように支える
- 複雑な人間関係や心理・病気等への深い理解を踏まえた支援が必要である

⇒ 専門職としての価値・知識・援助技術が必要

「主体性」を取り戻すための支援

受容

共感

支持的態度

傾聴

- その人が本来持っている力を信じ、時間をかけて肯定的にかかわり続ける
- 言葉の背景を読むことも大切である
- 自己決定のサポートをしていく

「個人としての尊厳」実践例

（『高齢者・障害者の権利擁護とコンプライアンス』）

利用者一人ひとりを“個人として尊厳”するため、次のように対応します。

- ①呼ばれれば反応し、できるだけすぐに対応します。
- ②聞かれれば、わかるように答えます。
- ③呼ばれたい名前で呼びます。
- ④普通に丁寧な言葉で話します。
- ⑤経過・結果を報告します。
- ⑥普通に見ていて気づきます。※いつも気にかけている
- ⑦「いいですよ」と言います。※話を受け入れる。相づちを打つ
- ⑧明るく挨拶します。
- ⑨こざれいにします。※好みの服装の保障。整理整頓されている

私たち地域の絆の行動指針

「私たちとご利用者との約束」

- ①敬語でお話します。
- ②目線を同じ高さか、それ以下にしてお話します。
- ③命令形(「〇〇してください」)を使わずに、依頼形(「〇〇していただけますか」)を用います。

暮らし 認知症の親の介護でイライラ 家族でも 「さん」付けで少し距離感 さん付け・ですます

河郷文史『中日新聞』2017年11月22日

「認知症の親を介護するとき、つい声を荒らげてしまう」。生活部にしばしば寄せられる声だ。「血縁関係がない人だと、こうはならないのに…」という人も多い。これは、しっかりしていたころを知っているが故に、以前のように意思疎通できないことにイライラしてしまうことが原因の一つと考えられる。**そんなとき、あえて名前に「さん」を付けて呼ぶなど、意識的に距離を置くと、気持ちが落ち着くことがあるという。**

「ちゃあちゃん」。十一月中旬、静岡県藤枝市の介護施設で、市内の西山美紀子さん(60)が実母の金森良子さん(93)に、こう語りかけた。美紀子さんが長男を出産したとき、良子さんが「『おばあちゃん』でなく『ちゃあちゃん』と呼んで」と言って以来、家族はこう呼んできた。

良子さんは要介護4で認知症があり、一年前に入所するまで美紀子さんが自宅で介護していた。大変だったのは「どこに行くの?」「何しに行くの?」など、良子さんが繰り返す同じ質問への受け答え。きちんと答えなければ怒るため、美紀子さんにとって大きなストレスだった。「あんなにしっかりしていたのに…」といら立ち、口調がきつくなることも度々あった。

そんなある日、ふと「ちゃあちゃん」でなく、「良子さん」「金森さん」と呼んでみた。すると、波立っていた感情が落ち着いた。「母のことを『さん付け』で呼んでいる自分を、別の自分が見ているような感覚ででしょうか」。そう呼ばれた良子さんも、普段と違う感じがしたのか、機嫌が良くなることが多かったという。「お互いの気持ちを落ち着かせ、介護をスムーズにするための『ツール』として使っていました」と振り返る。今はイライラすることもなくなり、以前のように「ちゃあちゃん」と呼んでいる。

こうした変化について、東海大教授で精神科医の渡辺俊之さん(58)は、こう説明する。**「認知症により培ってきた家族間のコミュニケーションのパターンが壊れても、介護する家族は染みついた以前の関係性をなかなか修正できない。さん付けで呼ぶと、スタイルが変わり、介護者が自分と相手の関係を切り離し、客観的に見ることができる」**

コミュニケーションのパターンを変える方法は、さん付けで呼ぶことに限らない。**例えば、語尾に「です」「ます」を付けて丁寧に話し掛けたりするのも、同様の効果が期待できる**という。介護する家族が自分の感情をコントロールできれば、認知症の患者の気持ちも落ち着く。

もちろん、状況によっては介護を受ける人を戸惑わせてしまうし、家族によって築いてきた関係性も違う。慣れ親しんだ呼称を変えることに、抵抗を感じる介護者もいる。渡辺さんは「すべての家族でうまくいくとは限らない」と前置きし「相手を思う気持ちが変わらなければ、罪悪感を抱く必要はない。呼び方を変えることでお互いの感情が安定するのなら、一つの手段として使ってみてもいいのでは」と話す。

ストレスマネジメント



BPSDの一つの要因①

加瀬裕子・久松信夫・横山順一「認知症ケアにおける効果的アプローチの構造」『社会福祉学』vol.53-1 (No.101) P.11-12 2012年5月

- 社会学者Goffmanは、個人はある状況の中に入ると、状況に必要な「役割をにない(come into play)」「状況に適合するように要求される」と、公共の場における人間行動を分析している。つまり、「状況」・「集まり(public place)」ごとに「コミュニケーションは厳格な規範の規制を受けて」おり、規制があることによって「コミュニケーションの流れの秩序が保たれる」。

知識を高めることでストレスは軽減する

BPSDの一つの要因②

加瀬裕子・久松信夫・横山順一「認知症ケアにおける効果的アプローチの構造」『社会福祉学』vol.53-1 (No.101) P.11-12 2012年5月

- 認知症は、それまで「集まり」の場での規範を理解し、適切な役割を遂行できていた人々が、認知機能の低下に伴い「状況への適合性」を失う現象である。そのことを自ら感じ、「集まり」を避けることが「無気力」の原因であり、過去に適応していた「集まり」を失った不安が「多動」「徘徊」等の原因であると考えられることもできる。本調査で明らかになった「心理社会的要因」への対応の主たる機能は、認知症患者にとってルールの特純で明確な「状況」、換言すれば「新たなコミュニティ」を作り出すことによって、認知症患者が参加し社会的役割・社会性を発揮できる「場」を再構築することであった。

BPSDの一つの要因③

加瀬裕子・久松信夫・横山順一「認知症ケアにおける効果的アプローチの構造」『社会福祉学』vol.53-1 (No.101) P.11-12 2012年5月

- 〔環境面への介入・対応〕でも、「落ち着ける場所を探した」などは、物理的空間であると同時に、「注目を集めない」等、「本人が適合できる範囲の「規制」状況にある「場」を探すことと解釈することができよう。同様に〔家族・介護者状況への介入・対応〕においても、「家族・介護者が本人の変化に合わせて新ルールによる「場」を家庭内に再構築する介入が行われ、効果に結びついたと考えることが出来る。

利用者を一人の人として見ていますか？

胎児期：

生命の誕生から出産まで

乳幼児期：0歳から6歳頃まで

学童期：7歳から12歳まで

思春期

青年期：12歳頃から25歳頃まで

成人期：25歳頃から40歳頃まで

中年期：40歳頃から65歳頃まで

老年期：65歳以上

生活を人生の軸で捉え直す



自己決定支援の方法



ソーシャルワークの文脈における 「自己決定」または自律性

サラ＝バンクス(2016)『ソーシャルワークの倫理と価値』(石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳)P.71法律文化社

消極的(negative): 人びとが選択したように行うことを認めること。それは、人びとが自由に選んだ行為の進行を干渉しないことである。

積極的(positive): 人びとがさらに自己決定するようになることを可能にする情勢をつくること。それは、人びとがどの選択肢が利用可能なのを見る能力をもつような状態に到達するよう、支援することである。

利用者の意思決定への参加やエンパワメント—利用者がよりいっそう社会参加できるように、利用者の技能や自信を高めること—が近年強調されるのは、消極的ならびに積極的な自己決定の表明である[とみることができる]。

自己決定の条件

『新社会福祉援助の共通基盤上』高山直樹氏

- ① わかりやすい情報を受けられる環境の整備
- ② 意思の表出が困難な利用者への
コミュニケーションの支援
- ③ アセスメントにおけるニーズの判定への
利用者参加
- ④ サービス決定過程における
利用者の同意と選択の尊重
- ⑤ 苦情を申し立てる権利の尊重と環境整備
- ⑥ 苦情に対する説明と具体的な対応

自己決定の3条件

①コミュニケーションの保障。

情報収集の支援と、意思表示の支援

②利用者主体の保障。

③異議申し立ての保障。

①コミュニケーションの保障

※どんな通路・媒体を使うかを常に意識する必要がある。

⇒重度の聴覚障害の方に、大きな声で話すのが良いのか？筆談で話すのが良いのか？

言語での会話の通じにくい認知症の方に、言語に頼ったコミュニケーションを続けるのか？

⇒コミュニケーションの阻害要因は無いのか？

※メッセージに変えるプロセスに障害がある運動性失語症・認知症の方や、内容を読み取るプロセスに障害がある認知症の方や、感覚性失語症の方へのアプローチには工夫が必要。

① コミュニケーションの保障

伝えたいこと

記号化

解読

意味

文字・言語・
非言語(視覚・聴覚・
嗅覚・触覚等)

通路・媒体

阻害要因(noise)
環境(音・明るさ等)

送り手
(自分)

受け手
(相手)



© 2005 TOSHIBA CORPORATION

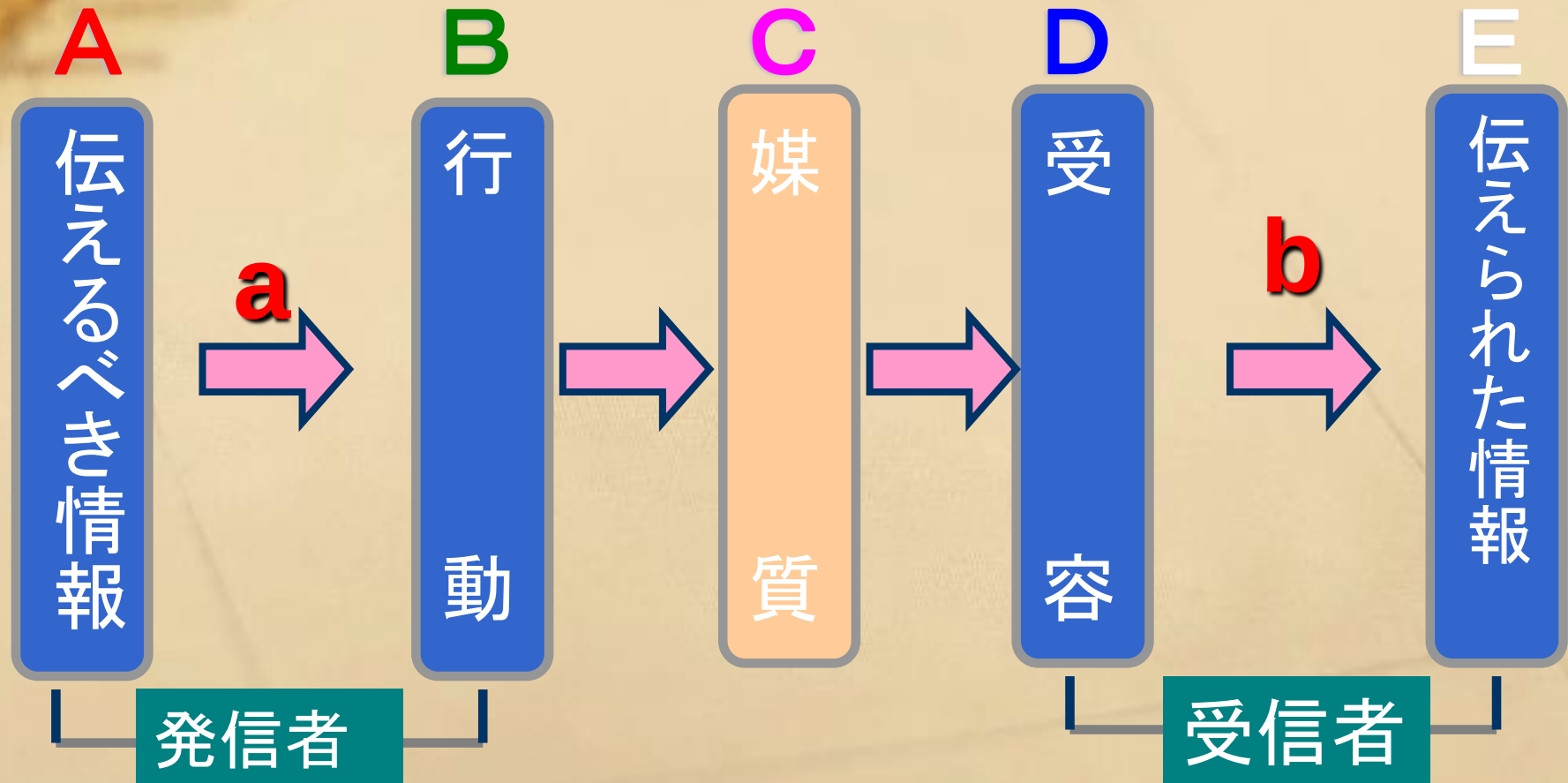


© 2005 TOSHIBA CORPORATION

コミュニケーションのなりたち

(話しことばのケース)

(『よくわかる！脳とこころの図解百科』厚東篤生氏・濱田秀伯氏)



A: 言語や、文の意味内容。 B: 発声発語器官の運動。 C: 音波。
D: 聴覚による受け入れ。 E: 伝えられた情報。
a: 発語のプロセス b: 言語を理解するプロセス。

意思決定支援とは

- 本人が決めるプロセスを支えること
- 本人の希望や意向を聞き出すのではなく、
一緒に見つけるための共同作業である

支援する側が「勝手に決めてあげる」という
ことはないか

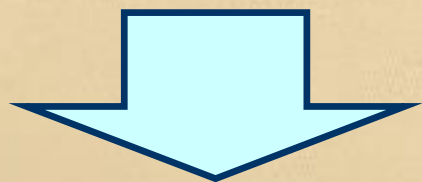
『「本人がどうしたいと考えているか」という
ことを知る』ことから始めなければならない

②利用者主体の保障

援助過程は、インフォームド・コオペレーションで。

インフォームド・コオペレーション

⇒要援護者に詳しく情報を伝え、要援護者側から
了解を得るだけでなく、要援護者と両者
が共同して進めていくこと。



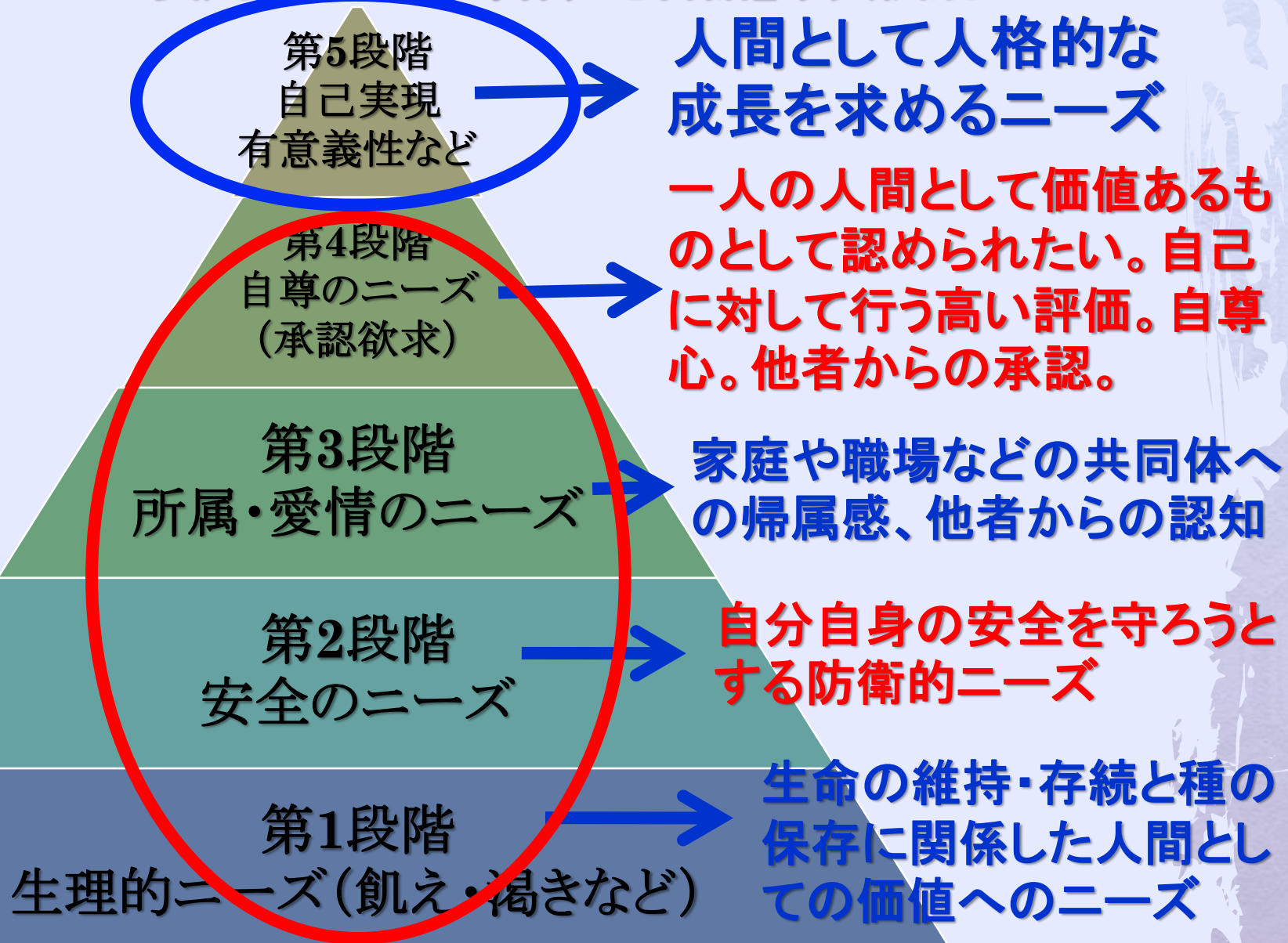
利用者の課題は、利用者にしか解決できない。そこに、利用者主体の根拠がある。

③ 異議申し立ての保障

- 異議申し立てシステム
 - ◆ 第三者評価の仕組み
 - ◆ 苦情解決の仕組み
- 誤ったケアや対応を利用者にした時、
あなたは謝っていますか？

A.H. マズローによるニーズの階層制

奥川 幸子氏『身体知と言語』中央法規



「人びと」の尊厳の保持を ストレングスモデルから考える

参考: 白澤 政和(2009)『ストレングスモデルのケアマネジメント』P.2-3 ミネルヴァ書房

生活モデル

ストレングス(強み)

個人や環境が持つ
意欲・嗜好・抱負・希望・夢等

多様な価値観と
関係性の中で把
握することが可能

健常者の平均的な暮らしの水準??

ウィークネス(弱み)

ここに着目することで、私たち
は「人びと」に対する尊厳の価
値を見失う

医学モデル

地域の絆における ストレングスモデルの実践構造

本人・環境・**関係**のストレングスの確認・共有



細分化・具体化

ストレングスを引き出す

リアルな環境の設定（再現）
場所・モノ・時間・関係



引き出せる時機

ストレングスに依拠した活動



ストレングスを生かした役割

干し柿づくりから寄付行為へ 「活動」から「役割」への変換

地域住民との関係づくりの「活動」

—地域住民宅の柿をわけてもらう—

昔の経験を生かした「活動」

—干し柿づくり(皮をむく)—

昔の経験を生かした「活動」

—干し柿づくり(柿を干す)—

干し柿づくりから寄付行為へ 「活動」から「役割」への変換

「活動」から「役割」へ
—「振舞い」から募金活動へ—

「活動」から「役割」へ
—募金により得られた金銭を自治会へ寄付—

祝儀袋も「人びと」が記載

畏敬の念を持った姿勢で

- 他者の生活を支援し、人生に携わるのが私たちの仕事です。私たちは、**どれだけ努力を重ねても他者（利用者）の思いを100%理解することはできません。**この**仕事に正解は無い**と言われる所以です。
- しかし、**援助活動と言う関わりの中で、家族との会話や生活歴の中で、利用者の思いを察して知ろうという意識を持って関われば、**その60%、70%を知ることが出来るかも知れません。言語化し、チーム内で情報を共有することも大切です。
- それでも、利用者の思いは100%分かることは無いでしょう。そこに、**私たちは畏敬の念を持って関わる必要がある**のではないのでしょうか。

ソーシャルワークと 権利擁護



原則・原理をリスト化することの限界

サラ＝バンクス(2016)『ソーシャルワークの倫理と価値』(石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳)P.57法律文化社

・なぜならこれら原則を、道德原則とみなしたとしても、ソーシャルワーク原則としては、明らかに不完全だからである。実際、バイステックが心に描いていたように、これらは効果的なケースワークのための一連の原則以上のものであった。これらの原則は、個々の利用者がどのようにソーシャルワーカーに支援されるべきかという、関係性の内容 (content of the relationship) に焦点づけている。バイステックにとって、物事が道德的な性格を帯びている限りにおいて、道德的な事柄は、社会正義や責任に関する問いというよりも、むしろ個人の権利や自由の概念をめぐるものが中心だった。社会正義や責任という問いとは、ソーシャルワーカーを喚起させるような、行為体と社会の文脈に関心を寄せるということである。

権利擁護の3つ目の要素考

- ❶ 権利侵害から守る(予防する)。
- ❷ 自己決定を支援する。
- ❸ そのための社会環境を整えるために社会変革を行う。**※これを意図しないSWは存在価値が無い。**

ソーシャルワーカーの目標はソーシャルチェンジを行う事。ソーシャルチェンジとは、個人・グループ・地域社会の変化を行う事。

ソーシャルワーク＝変化を行う道具である。

第13回 日本社会福祉士会 全国大会・社会福祉学会

記念講演 「アジアにおける日本のソーシャルワーカーの役割」

岩手県立大学社会福祉学部 教授 ラジェンドラン＝ムース氏

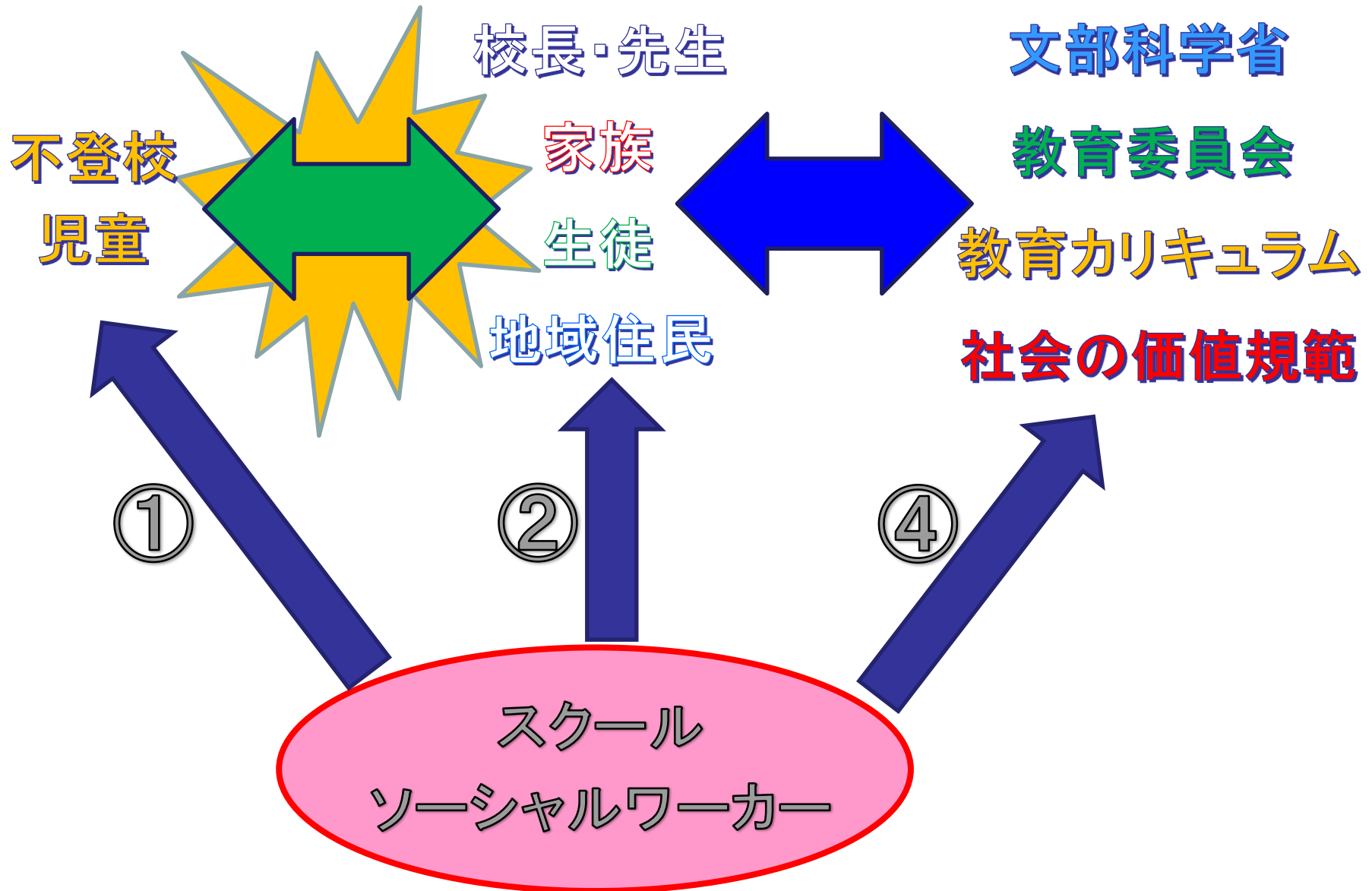
2005年6月4日(土)13:30～15:00

ソーシャルワーク(専門職)のグローバル定義

2014年7月オーストラリアのメルボルンで、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)と国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)において採択

ソーシャルワークは、**社会変革と社会開発、社会的結束**、および人々の**エンパワメントと解放**を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。**社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理**は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

ソーシャルワーカーの仕事

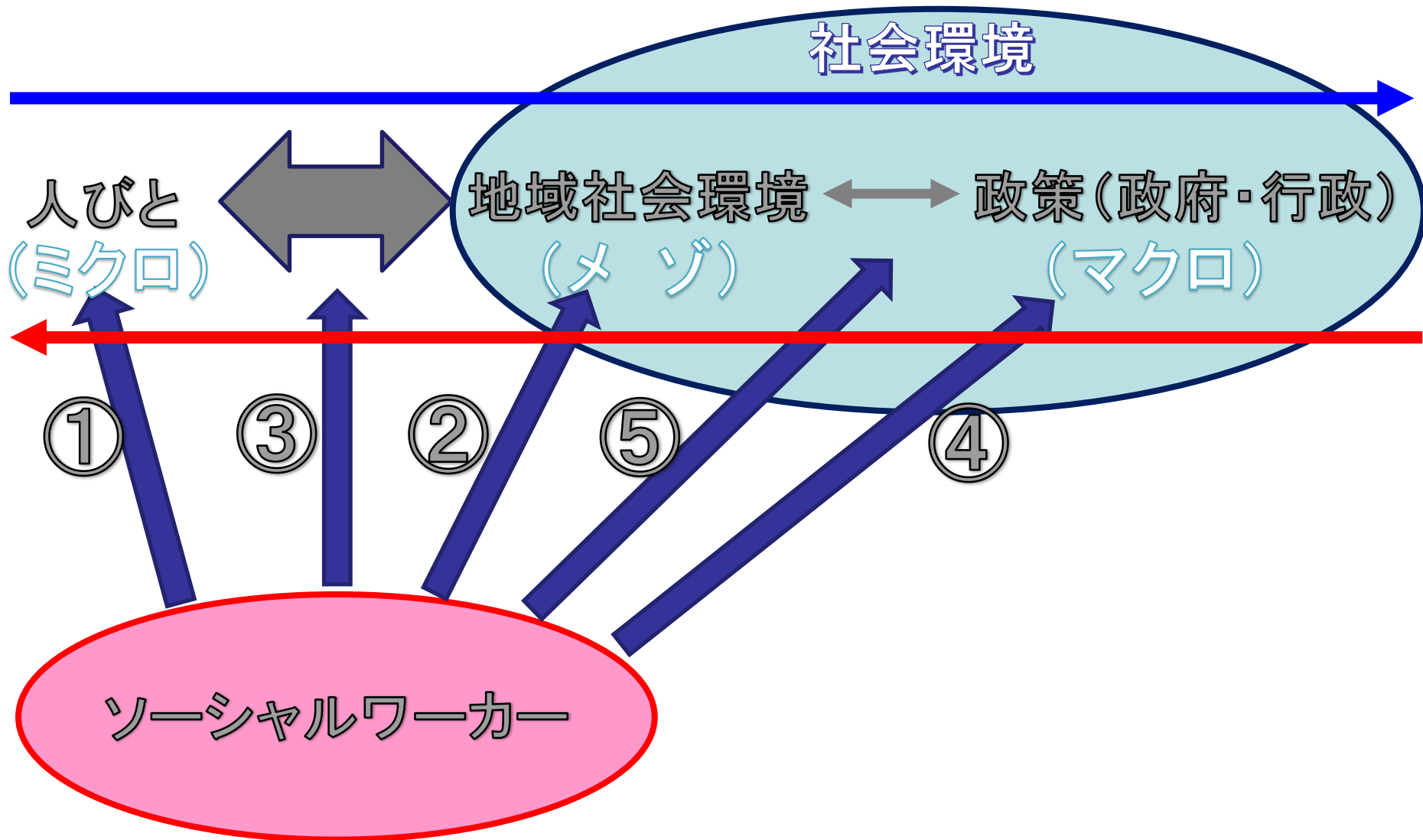


ソーシャルワークの定義〈中島 康晴〉

ソーシャルワークは、社会正義と権利擁護を価値基盤とし、次の5つの仕事を通して、全ての人間の尊厳が保障された社会環境を創出する専門性の総体をいう。

- ①暮らしに困難のある人びとに直接支援を行うこと、
- ②人びとが暮らしやすい地域社会環境を構築するよう社会的活動（ソーシャルアクション）を行うこと、
- ③人びとのニーズを中心に、人びとと地域社会環境との関係を調整すること、
- ④政策（政府・行政）に対し、人びとのニーズを代弁した社会的活動（ソーシャルアクション）を行うこと、
- ⑤人びとのニーズを中心に、②の地域社会環境と、④の政策（政府・行政）における構造との関係を調整すること。

ソーシャルワーカーの仕事



状況的学習を援用する

ジーン＝レイヴ・エティエンヌ＝ウエンガー(1993)『状況に埋め込まれた学習 正統的周辺参加』(佐伯胖訳)産業図書

状況的学習論は、1990年代前半頃にアメリカのジーン＝レイヴとエティエンヌ＝ウエンガーによって提唱された。日本においても、『状況に埋め込まれた学習 正統的周辺参加』として日本語訳で書籍として紹介されている。この状況的学習は、レイヴとウエンガーの記す通り、単純明快な概念や定義で示し得るものではない。

人間と組織がアイデンティティの変容・再構築を進めるためには、学校教育に代表される「正しい」知識の伝達・移転ではなく、「実践共同体」への参加を通してなされる。そして、そこでの変容は、「学習者の知識・技能に対する関係の変化」「学習者間や人工物との関係の変化」「学習者のアイデンティティの変化」(活動への動機付けも含む)などが挙げられる。

学校教育に代表される例：認知症サポーター養成講座。

「人びと」の暮らしと存在を地域に「ひらく」 (地域住民に対する状況的学習の促進)

- 社会変革とは人びとの行動変容であると捉える。それは、顔と顔の見える関係の中で(地域《メゾ》領域の中で)、人びとの対話と関わりという状況を通して成されるものである。実は、地域はその様な“豊潤な”場所であると捉える。
- 障害のある人、認知症のある人、不登校児童、触法少年などの暮らしに課題を抱えている人びとの暮らしと存在を地域に「ひらいて」いく。「人びと」の暮らしと存在、そしてその支援に携わる私たちの仕事を意図的に地域に「ひらく」。
- 暮らしに課題を抱える人びとの暮らしを、地域住民が身近に感じ、延いては、自らの事として考える状況的学習を促進する。

負の循環からの脱却と、

「人びと」に対する理解と協力の促進のために…



スウェーデンのサービスハウスの食堂

自己決定の困難性

※北野誠一(2015)『ケアからエンパワーメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること』P.98ミネルヴァ書房

「人びと」の自己決定に対して顧慮すべき点については、以下の北野誠一の指摘が参考になるだろう。北野は、アメリカのADA法(障害のあるアメリカ人法・Americans with Disabilities Act)に準拠したオルムステッド連邦最高裁判決を例に挙げ、「本人が地域生活を『希望しなくても、拒否しなければ』、(施設入所ではなく)地域生活を推し進める」(括弧内は中島)ことの重要性を述べている。そして、その理由を以下の4点にあるとする。

「①自己決定・自己選択(＝希望)するには、それに**必要な選択肢を経験・認識している**ことが必要②自己決定するには、そもそも『**選択するという経験**』が必要③自己決定・自己選択するには、本人が自由に**自分の思いを表現できる状況(相手の顔色を見なくてもいい状況)**が必要④自分は障害者だから、そんなことを希望してはいけないという**諦め(がまん)に対する精神的及び実際の支援が必要**」※。

北野もこの自己決定における困難性に対して、「『本人の自己決定・自己選択』を、『真に自己決定・自己選択』たらしめる支援の原則」が不可欠として、「エンパワーメント支援の原則」を挙げている。

ホームページ(ブログ)

<http://www.npokizuna.jp/>



特定非営利活動法人

地域の絆



メールアドレス

Mail: nakasima@npokizuna.jp

Facebook

<http://www.facebook.com/yasuharu.nakasima>

おしまい